

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## The Ancient Laws of the Lao People : Kotmai Khosarat and Others

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉川, 利治 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004461">https://doi.org/10.15021/00004461</a>

## 東北タイ及びラオスの古代法\*

—*Kotmai Khosarat* を中心に—

吉 川 利 治\*\*

The Ancient Laws of the Lao People: *Kotmai Khosarat* and Others

Toshiharu YOSHIKAWA

The ancient laws of the Lao people contained many Buddhist legends which were taken from the Pali canon. These laws also prescribed penalties in conformity with those of the Pali canon; for example, the penalties were in principle divided into three categories: *Khan kha khō*, *Khan mai* and *Khan paeng*. Therefore, it may be concluded that the ancient laws of the Lao people basically reflected the concepts of the Pali canon.

Analysis of the contents of these laws also reveals that there were several social ranks in ancient Laotian society. Penalties and fines were imposed on criminals according to the rank they held. Thus, criminals of high rank, such as the members of the royal family, were assessed higher fines than were commoners. The laws also mentioned two categories of bondsmen: *Khōi* and *Luk khun*. The *Khōi* class served *Čhao khōi*, its master, and the *Luk khun* class served *Čhao Mūang*, fief chief and *Khun*, in general. Once these bondsmen were emancipated, *Khōi* was called *Thai* and *Luk khun* was called *Phai*. However, the difference in social status between *Khōi* and *Luk khun* is not clear from the descriptions of them given in the laws.

\* 本稿は、昭和55年度国立民族学博物館共同研究「東南アジアにおける慣習法の研究」(研究代表者：石井米雄)の成果の一部である。

\*\* 大阪外国語大学、国立民族学博物館研究協力者

はじめに	V. 身分制度
I. 文献資料	(1) Khôï
II. <i>Kotmai Khosarat</i> の成立	(2) Phai
III. 法典の理念と運用	VI. 所有
IV. 刑罰	VII. 貸借
(1) 定額賠償金	VIII. 相続
(2) 実刑	おわりに

## はじめに

今日のタイ国東北部、北部およびラオスに住み、その地域で大多数を占める住民は、その言語、生活慣習、風俗、宗教に至る共通の性格を有し、古来ラーオ族と呼ばれて来た。そして、このラーオ族は、隣接して住むタイ国中央部のシャム族やビルマのシャン族、中華人民共和国雲南省西双版纳地区のタイ・ルー族らと最も近い関係にあり、総称してタイ族と呼ばれている。ラーオ族の持つ言語的、文化的な相違から、さらにラオスや東北タイすなわちメコン河流域地方に住む東部のラーオ族と、北部タイに住む西部のラーオ族とに分類される。東部のラーオ族は、「ラオス人民民主共和国」という国名に、その名を残しているが、国内人口約350万の過半数約200万がラーオ族であるにすぎず、むしろ、タイ国総人口4500万の3分の1を占める東北タイ住民が、ラーオ族の主流である。

筆者はこのラーオ族の歴史と文化に関心を持ち、伝統的統治の姿については「ラオスの伝統的統治体系」[吉川 1977: 63-97]で明らかにした。本稿はラーオ族が所有していた法典から、法規範と政治・社会制度の特徴を考察する。

## I. 文献資料

東北タイやラオスに住むラーオ族は、貝葉表や折畳み式の手写本の形で、仏教経典はもちろん、古典文学や伝承説話を伝えている。これらは主に寺院に保存されている。その中に、伝統的な政治や法律の制度、社会規範を伝える法典も含まれていた。しかし、どれだけの数量が今日まで残存しているかは、調査されたこともなく、ほとんど全く不明である。わずかに、そのうちの数種類が現代タイ文字、あるいはラーオ文字に翻字され、研究資料に供されている。

本稿では、入手できた4種の古代法典を資料に、そこに描かれているラーオ族の過

去の社会規範，伝統的政治社会制度を，可能な限り解明したい。4種の法典とは次のものである。

- (1) *Khamphi Phra Thammasat Buan* (*Kotmai Kao Khǒng Lao*), Kom Wannakhadi, Laos, B. E. 2499 (1959). (以下 *Khamphi* と略す)
- (2) *Prachum Kotmai Thai Boran Phak Thi 1, Wa duai Thammasat Pakǒn, Kotmai Phitcharana Anachak Lae Tham Thiam Kan*, Krom Sinlapakǒn, Bangkok, B. E. 2482 (1939). (以下 *Prachum* と略す)
- (3) Thin Rattikanok, *Kotmai Khosarat*, Khana Sangkhommasat, Mahawitthayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2516 (1973). (mimeo., 以下 *Kotmai* と略す)
- (4) Sommai Premchit, *Kotmai Khosarat*, Phak Pariwat Lamdap Thi 16, Khana Sangkhommasat, Mahawitthayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2520 (1977). (mimeo.).

上記4書のうち，(1)，(2)については，すでに拙稿「ラオス，東北タイの慣習法に見られる仏教戒律」[吉川 1981: 265-305]で，いささか考察したので，本稿では(3)，(4)，とりわけ(3)の内容を(1)，(2)と比較しながら考察する。

(3)，(4)の *Kotmai Khosarat* は，貝葉表文で5冊，バンコクのタイ国立図書館に保存されているものから，マイクロ・フィルムに写し，Thin Rattikanok氏が5冊のうち最初の3冊を，ラーオ文字からタイ文字に翻字し，原文と対照させたタイ語訳を付した。Sommai Premchit氏はThin氏の訳本が入手し難くなったことと，タイ語訳が原文に忠実でないという理由で，より原文に忠実な翻字を行なう目的で，タイプ印刷された。そして北部タイの古い手写本の翻字出版シリーズの1冊に加えられた。ただし，Sommai氏のは，5冊本のうちの最初の1冊のみである。

(3)，(4)の2書を比較した場合，(3)のラーオ文字からタイ文字に翻字しているのが，原文のラーオ綴字法に最も忠実であり，ラーオ語の表記を想起することができる。Thin氏のタイ語訳は，ラーオ語をタイ語的表現に変えたのみならず，さらに氏の解釈を加え，意識と受け取られる個所も多い。従って，Sommai氏も指摘する如く，誤訳と思われる個所もあるが，前置詞や接続詞の使用が極めて少ないラーオ古語の解釈には，ひとつの解釈の仕方として参考にすることができる。翻字においては，古代ラオスの諸制度に関する知識が不明の故に，両氏とも誤訳している個所がある。例えば，KhanをKhapと読み間違えたため，Khan kha khǒ, Khan mai, Khan paengであることがわからなくなっている。

## Ⅱ. *Kotmai Khosarat* の成立

*Kotmai Khosarat* について、Thin 氏は、ルアンプラバーンを都とするラーンサーン王国の王 Phothisararat の治世、すなわち A. D. 1532~1547年の間に編まれ、その王子 Saiyasettha (タイ語: Chaiyachettha) が、チェンマイを都とするラーンナー・タイ王国の王として統治した A.D. 1546~1547年にチェンマイにもたらされた、と推定している。Sommai 氏も Thin 氏の説をそのまま容れている。ラオス史では、Phothisararat 王の統治年代を 1520~1550年、Saiyasettha 王子のラーンナー・タイ王国統治を 1534~1551年としているので、少々ずれるが、いずれにせよ16世紀中葉、ラオスのルアンプラバーンから北部タイのチェンマイに持たられた法典であるとしている。しかし、この法典がチェンマイに残存していたとは、この法典のどこにも書いていないし、誰も明らかにしていない。むしろ、ルアンプラバーンから直接バンコクの王宮に持たられた可能性も考えられる。

この法典の成立年代については、次のように考えたい。まず「Somdet Bulamabuphit Pha Phothilasačhao が王権をもって、王の慣習(法)たる Lasasat を作成され、各人の指針として、その通り履行するようにさせた」[Thin 1973b: 13] という文が第2冊の中頃に現われ、それ以降の各条項は、必ず“Matta 1” (条項1) という語で始まり、それ以前の条項とは異なる。そこで、この3冊本では、前半と後半とで成立年代が異なり、後半が、Phothisararat 王によって分布された法典、統治年代から16世紀前期と判断される。前半はそれよりも古い法典と推定してよいのではなからうか。後半より前半の方が未整理、未分類の感がするからである。*Khamphi* はウィエンチャン王 Suriñawongsathammarat (1633~1695在位) の頃に編纂されたといわれる。各条項が仏教の5戒に従って章にまとめられ、タイの法典の1部が加えられ、タイ語の影響を受けた語彙が見られる点から、法典が次第に整理編集し直されて来たと考えられる。

## Ⅲ. 法典の理念と運用

*Kotmai Khosarat* という法典の名称のうち、*Kotmai* は「法律」、*rat* は「王国、国民」(サンスクリット: Rāṣṭra) と理解できるが、*Khosa* (サンスクリット: Gōsā) の意味が不明である。国名か地名を表わしているようであるが、どこを指すのかはわからない。いずれにせよ、「Phañā čhao (国王) の権力に従って、Phu ban, Phu mǔang

(土侯) が、違反した者は違反者、正当な行為者は正しい者として審理する」 [Thin 1973b: 17] から、ルアンプラバーンの Swa 王国の法律として、Phaṅa čhao が公布した法典であったと考えられる。

この法典が最初の条項に先立って記している “Laksana phitčhalana khadi lok khadi tham thiap kan” 「世間の事件を（仏）法（界）の事件と比較しながら審理する法」 [Thin 1973a: 1] ということばから、仏教の法に照らしながら、俗界の諸々の係争を裁くことを表明したと解せられる。このことばは *Prachum* の “Phitčharana nai anačhak lae thammačhak thiam kan” 「国法の治める世界とダルマが治める世界とを比較して審理する」ということばと同じ意味を有する。国法は僧界の仏法の反映であり、仏陀の教えに従った判定であり、法規であることを宣し、法の理念が仏教の教義に依拠していることをまず表明している。

確かに法典のいくつかの条項では、俗界での係争の例とその判決を挙げ、僧界における対応する事例とそれに対する仏陀の判決から、俗界での判決が妥当なものであることを証そうとしている。例えば、

「ある者が布を干し、そのまま忘れてしまった。それをまた別の者が、紛失するといけなからと保管しておいた。布の所有主が盗まれたと訴えたところ、保管した者は保管しただけだと主張し、所有主に返却した場合、保管者を処罰することはできない。盗んだことにならないからである。

これはあたかも、僧が日なたに布を干しておいたところ、別の僧が紛失するのを恐れ、保管しておいた。所有主の僧が誰かが盗んだと訴えたが、保管した者は保管しておいただけだと主張した。御仏の前に出ていったところ、御仏は、保管しておいただけで、盗み心はなかったから処罰できないとお述べになった。また、ある僧が、風に吹き飛ばされた布を見つけて、誰かの布だと思い捨てておいた。御仏は盗もうという邪な心がなかったから処罰できないと説かれた。」 [Thin 1973a: 5]

こうした僧界での判決と対応させて、俗界の判決の正当性を説く条項は、*Prachum* や *Khamphi* にも見られるが、いずれも、総ての条項にわたって対比させることはなく、最初の数か条に限られている。理念上はそうであっても、現実には、ひとつひとつの係争を僧界に対応させることが困難であったからと解釈される。

「Phaṅa čhao が任命した Čha ban, Čha mǔang に審理させるべきである」 [Thin 1973b: 15] という条文や、[Phai が誤まりを犯していないのに、Čhao mǔang が縛ったと、Phai が Phaṅa čhao に訴えた場合、Čhao mǔang, Čhao khun が悪いとなれば、罰金200を科す] [Thin 1973b: 18] という条文から、Phaṅa čhao

が最高権力者として、その下に *Múang* と呼ぶ各地の土侯国を統治する土侯 *Čha ban*, *Čha mǔang*, *Čhao mǔang*, *Čhao khun*<sup>1)</sup> が、その領域内の直接の裁判人になっていたことがわかる。この裁判人に不正があれば、*Phai* と呼ぶ被治者でも *Phañā čhao* に直訴することができ、*Čhao mǔang* といえども処罰される。また *Nai khwam*<sup>2)</sup> と呼ぶ裁判で弁論を行なう地位の者が存在したらしいが [Thin 1973c: 10], 弁護人であるのか、裁判人であるのか、また、*Phañā čhao* や *Čhao mǔang* との関係などは明らかでない。他に、*Thao phaña*, *Amat*, *Khun phan*, *Khun rōi* が、判決を下す地位の者として、他の条項で挙げられている [Thin 1973c: 31]。また、裁判を行なう所として、*Kwan luang* (公館) という語が見られる [Thin 1973c: 12]。

裁判における裁判人の判断の基準に触れ、*Akhati* (パーリ語 *Agati*, 「非道」) と *Sukhati* (パーリ語 *Sugati*, 「善道」) に2大別し [Thin 1973c: 31-33], *Akhati* の判断として、次のように分類して説明している。

- (1) *Phañā khati* (予言道) 先のことがわかっての先取り判断。
- (2) *Chantha khati* (恣意道) 自己の損得にたつての判断。
- (3) *Moha khati* (愚痴道) 過去の素行から軽率に下す判断。
- (4) *Lopha khati* (貪欲道) 自己の欲望を満たすための判断。
- (5) *Thosa khati* (怨恨道) 過去の恨みからの判断。

裁判人の価値判断に関して、次のような寓話が第1冊と第2冊に、再度引用されている。

「1頭のトラがコブラの住む穴の縁で寝た。コブラが出て来てトラを噛んだ。ある隠者が、トラが死んでいるのを見て、哀れに思い、呪文を唱えて生き返らせてやった。ところがトラは隠者を食べてしまおうというのである。隠者が自分の寝る場所を半分取ったからという理由で。

彼ら(隠者とトラ)はウシに判決させた。ウシは、自分がトラに隠者を食べさせないと判決しても、その後トラが隠者を連れ出して食べても、自分には知るすべもない、と思い、トラに隠者を食べさせる判決を下した。これを *Phañā khati* という。

彼らは ゲタカに判決を依頼した。ハゲタカは、トラが食べ残した隠者の死骸が食

1) *Čha* は「首長」、*Čhao* は「主、王」、*Khun* も「王、長、官吏」という意味を持つ。*Ban* は「村落」をいい、いくつかの村落の集合を *Mǔang* という。当時の *Čhao mǔang* は「国主、国王」の意味で用いられ、今日でもラオスでは「県知事」の意味で用いられている。4つの語が同じ地位を指すのか、異なるのか、地域や時代によって呼び方が変わったのかは不明。

2) 今日、タイやラオスでは弁護士のことを *Thanai khwam* という。*Than* (尊称) *nai khwam* の約音であろうか。

べられると考え、トラに隠者を食べさせる判決を下した。ハゲタカに *Lopha khati* があったからである。

彼らはそこで天人を訪ね、天人に判決を仰いだ。天人は、隠者が木蔭に住んでおり、当然木枝を折って掃いたり、坐る場所を作るであろう、そうすれば木の葉がなくなってしまう。またトラは自分から遠くに居て近くには来れない。そう考えてトラに隠者を食べさせる判決を下した。これを *Chantha khati* と呼ぶ。

彼らはそこでサルを訪ね、サルに判決を委ねた。サルのおじいさんが穴に落ちた人間を助けたが、後日、その男がサルのおじいさんを殺してしまった。サルはそこでトラに隠者を食べるよう判決した。これを *Moha khati* という。

そこで彼らは別の天人に判決を仰いだ。天人は、木蔭で休んだ人間どもが木を切り倒したのに腹をたてていた。それでトラに隠者を食べるよう判決を下した。天人のかつての怒りから生じた判決なので、これを *Thosa khati* という。

そこで彼らはウサギに判決を依頼した。ウサギは、トラが隠者に恩義があることを知っていた。ウサギは隠者が奪ったというトラの寝場所の証拠を求めた。トラは、自分の寝場所はまだ存在し、安楽だと答えた。ウサギは何が正しく何が誤りであるかを確認して、それから判決するため、自分たちを連れて見に行かせるようにした。到着すると、元の場所にトラが寝て、隠者が元の所に立つようにした。するとその時、コブラが出て来てトラを噛んだ。トラは死んでしまった。ウサギは隠者に言った。『トラはひどい (*Atham*, サンスクリット: *Adharma*) 奴です。あなたはそんな奴に恩を施してはいけません』ウサギの判断を *Sukhati* という<sup>3)</sup>。』

「*Thao phaña* であれ、*Amat*, *Khun phan*, *Khun rōi* であれ、上に挙げたような5つの判断で判決を下した者は、奈落 (*Narok*) において、500回も輪廻転生を繰り返して焼かれるであろう」[*Thin* 1973c: 31-32] としめくり、裁判人には道義的責任があり、それに背いた場合は来世において、地獄に落ち、あらゆる苦しみを味わわねばならないと説いている。

ここまでは仏教の教えに準じた戒めるべき判断であると容易に想像がつくが、現実の物理的要件を加味した、裁判人が避けねばならない条件とは、

- (1) 自己の権力をほしいままに行使する恣意性
- (2) 賄賂の強要
- (3) 深夜の裁判

3) *Kotmai* の第1冊 pp. 32-34 と第2冊 pp. 31-33 を合わせて整理したものである。各々は順序が異なり、出入りがある。



- (4) 秘密性
- (5) 非合理性
- (6) 女が男を裁くこと

の6条件を挙げている [Thin 1973b: 6-7]。

証人として信頼度の高い人は、(1)出家者、(2)誠実な人、(3)子孫の多い人、(4)農商業に精を出し、篤実に生活を送っている人、(5)慈悲心を持ち、殺生をしない人、(6)状況判断のできる人 [Thin 1973b: 7] というタイプの人々を挙げている。また、証人とすることができるが、信用度の低い人々として、女性、老人、博徒、酒飲み、犯罪人、欲深い人、歌舞に凝っている人、他人のことばを信じ易い人、他人を罵倒したりする野卑な女、他人の不幸を喜ぶ人 [Thin 1973b: 7-8] を挙げている。逆に証人として全く起用できない人として、(1)嘘つきで、親兄弟や友人の忠告を無視する女や子供、(2)恩を忘れた敵、の2種類の人物 [Thin 1973b: 7-8] を挙げている。

証拠を重視することを強調して、次のような寓話を載せている。

「4人の愚か者がいた。1人の美しい女性が彼らを訪問した時、彼らはその女性を妻にしようと思った。女がいうのに、自分の生年月日を占うと、愚かな男を夫にするのがいい。そこで4人は、自分こそが愚か者であると売り込んだが、女は見当がつかず *Phañā* にたずねた。*Phañā* は4人に愚かぶりを語らせた。

1番目の男が語った。ある日、自分の妻の情人が自分の家に泊らせてくれとやって来た。深更に及び妻は腹痛を起こしたふりをして、夫から灯明を借りて階下へ行き、その情人を連れてあがってきて、自分の目の前で性行為に及んだ。自分は何もいわずにいた。ところが後になって、その男が私を『馬鹿者』と呼ぶので、自分は馬鹿者である。

2番目の男は、自分の妻が情人に連れられて稲刈りに行き、そこで情事を重ねているのも知らなかった。妻の情人は木に登り、大声で『どうして俺がお前の女房を連れだしたかわかるか』といって、稲刈場で妻と性行為に及んだ。自分は、その男が木に登ったのは、自分と妻との性交の場を見るためとばかり思っていた。だから自分は馬鹿者である。

3番目の男がいうのに、友人が酒を飲みに誘ったが、若い娘にはずかしかったので、行かなかった。だから自分は馬鹿者である。

4番目の男がいった。ある日、ヤリを持って森へ入った。私はころんでヤリの先で自分の腕を突いてしまった。だから馬鹿者である。腕にはまだ傷跡が残っている。

*Phañā* は判決を下し、最初の3人には根拠がないが、4番目の男には、彼の腕に証

抛があるので、彼を夫にすべきである。これは Sukhati である」[Thin 1973b: 4-6]。

このような寓話は、この話にとどまらず、他に3話が載っている。

## IV. 刑 罰

### (1) 定額賠償金

俗界と僧界との対比は、法の理念にとどまらず、刑罰に関する取り決めの中でも対比がなされている。

「他人の妻と2人だけで、人目のつかない場所へ行った場合、たった1回だけであっても、

性交行為に及んだ場合 Khan kha khō

体に触れただけの場合 Khan mai

語り合っただけの場合 Khan paeng

を科す。

あたかも、ある僧侶が婦人と人目につかない場所に居る所を、5戒や8戒を守っている在家の者に発見され、訴えられた場合、及んだ行為に応じて Parasik, Sangkha, Pačhitti を科すが如くである」[Thin 1973a: 3]。上座部仏教經典の『南伝大蔵経』では、「不定法」の中で、「もし比丘、女人と共に、独りにて秘密に可淫の屏処に坐せんに、可信優婆夷これを見出して、三法中の何れかを説かん。或は波羅夷、或は僧残、或は波逸提なり。比丘同坐を認めれば、その説く所に随ひ三法中の何れかにより処分せらるべし。或は波羅夷、或は僧残、或は波逸提によりて」[高楠博士功績記念会 1970: 317-318]。

*Kotmai* の方の僧侶と婦人との例は、仏教經典から引用したものであることは容易に理解できる。俗界での刑罰に関しては、まず Khan kha khō, Khan mai, Khan paeng の3部門に分け、処罰を受けた時には、この3部門のうちのいずれかを言いわたされる。Khan はラオス地方の古代貨幣単位、Kha は「価」、Khō は「首、喉」を意味する。Mai は「罰金を科す」、Paeng は「賠償」の意味を有する<sup>4)</sup>。そして、この3部門が、僧界の經典にあらわれる「不定法」の中の3つの罪に対応する。すなわち、

Khan kha khō =Parasik (パーリ語: pārājika, 波羅夷)

Khan mai =Sangkha (パーリ語: saṅghādisesa, 僧残)

4) いずれもラーオ語での意味であり、タイ語での意味とは少々異なる。

Khan paeng =pāchitti (パーリ語: pācittiya, 波逸提)<sup>5)</sup>

また、俗界での罪を Thot (パーリ語: dosa) という語を用い、僧界での罪を Abat (パーリ語: āpatti) と呼んで区別している [Thin 1973a: 6]。

Khan kha khō, Khan mai, Khan paeng は、それを受ける人物の社会的身分、地位階級によって数値が与えられており、身分の高位者程数値が大きく、低位者になるにつれ小さくなっている。また、Khan mai は Khan kha khō の半分、Khan paeng は Khan mai の半分と、ほぼ半減して行くシステムになっている。Kotmai にあらわれた社会的身分と刑罰の価を表にすると、次の2表(表1, 表2)になる。

各名称は王族から賤民に至る社会の階級身分を表わすと共に、行政機構の地位をも表わし、数値は罰金額を表示している。例えば、

「王族 (Lasa) が他人の妻に不義を働いた場合、金額にして (pen ngoen) 1600 の Khan kha khō を科す」 [Thin 1973a: 9] とある。貨幣単位は記載されていないが、他の条項では、時に Bat, Bia という単位が見られる。この身分、地位に応じて変える数値も、適用されているのは限られた条項においてであり、多くの場合、地位、身分を示さず罰金額のみを示している。この場合、地位身分に関係なく、その罰金額を

表 1<sup>6)</sup>

	Khan kha khō	Khan mai	Khan paeng
1. Latsakakun	1600	800	400
2. Hua mŭn, Hua saen	1200	600	300
3. Hua phan, Hua rōi	500	400	200
4. Kum kwan, Nai ban	400	200	100
5. Nai, Hinasat	200	100	5 Bat

「罰金は3分し、3分の2を被害者に、3分の1を王室の庫に納める。」

5) ラーオ語辞典 *Wāchānanukom Phasa Lao, Kasuang suksathikan, B. E. 2505 (1962), pp. 161-162* では、khan paeng の次に、さらに khan somma=thukkot (パーリ語 dukkata 悪行) を設けているが、Kotmai の諸条項にあらわれる刑罰の中には見当たらない。Thin 氏も Sommai 氏も、khan を khap と翻訳しているが誤りである。タイ語になくラーオ語にのみある語である点と、ラーオ文字の “n” がタイ文字の “-p” に近似している点から、タイ語にある khap という語にしてしまったのであろう。

6) 1. Latsakakun は「王族」をいう。2. Hua mŭn, Hua saen, 3. Hua phan, Hua rōi の Hua は「頭領」, mŭn 「万」, saen 「十万」, phan 「千」, rōi 「百」の意味である。それぞれ10,000, 100,000, 1,000, 100の兵員を統帥する将、という意味であったらうと考えられる。2. の Khan kha khō 1200 は、文字と数字で phan 2 と書いてあるが1200と解し、1002とは解すべきでないと思われる。現代タイ語でも数字の1200をいう場合、しばしば後の単位を省略して phan sōng という。3. の Khan kha khō 500 は800の誤記ではないかと思われる。Kum kwan は「館の管理人」, Nai ban は「村長」, 5. の Nai は Phai の誤字で「平民」であろう。Hinasat は「賤民」という意味で、奴婢、奴婢を指したものと思われる。表1は *Prachun p. 86* とほとんど同じである。

表 2<sup>7)</sup>

	Khan kha khǒ	Khan mai	Khan paeng
1. Latsakakun, Hua soek	1600	—	—
2. Hua saen nai na	1200	600	300
3. Hua mǔn nai na	700	400	200
4. Hua saen nǒk na	700	400	200
5. Hua mǔn nǒk na, Phu ophat	600	300	150
6. Khun kwan, Nai ma	600	300	150
7. Nai čhao, Nai ñai, Phumi ñot	600	200	150
8. Phai, Sao mǔang, Akhantuka	400	200	100

「それぞれの罰金は3等分し、3分の1は王室金庫に、3分の1は被害者に、3分の1は裁判人に分与する。」

支払えばよいと解釈できる。例えば、

「ヤシやサトウヤシの実を盗んだ場合、それと同数弁償する。弁償しない場合は2 Bat の罰金を科す」[Thin 1973a: 31]。これだけである。

## (2) 実 刑

「条項1, Phai (の身分の者) が象馬を盗んだ場合, Khan kha khǒ を科す。もし支払い能力がない場合は、罰金相当分の禁固刑を科す。ブタを盗んだ場合, Khan 100 を科し, 1頭を弁償する。アヒルを盗んだ場合, 5 Bat の半額を科し, 1羽を弁償する。ニワトリを盗んだ場合, 2 Bat を科し, 1羽を弁償する, ……」[Thin 1973b: 32]。

この条文にもある如く、罰金が支払えない場合、禁固刑が用いられていたようである。また、原状回復や損害補填以外に、賠償が加えられ、実害より大きくして加害行為の再発を予防する意味をもたせている。

「知恵ある者が贖金を作り、買物をした場合、主犯者は350日間の禁固刑、共犯者は77日間の禁固刑を科し、買った物品は所有主に返却し、支払った金額については弁償する」[Thin 1973b: 40-41] の如く、最初から禁固刑しか定めていない条項もあ

7) 1. Hua soek は「将軍」, 2~5. の nai na は「田地内」, nǒk na は「田地外」という意味であるが、畿内、畿外を指しているようである。5. Phu ophat は「語り部」秘書のような役である。6. Khun kwan は「館の主(主人)」, Nai ma 「馬主」。7. Nai Sao, Nai ñai, Phumi ñot は「使用人・部下を持つ主人, 地位のある者」8. Sao mǔang は「住民」, Akhantuka は「客人」をいう。7. の Khan mai 200 は 300 の誤字と思われる。表2は Prachum p. 117 と同じ分類であるが、数値が異なる。

同じ法典の中に、表1と表2の如く異なる分類が存在するのは、編纂の時期の異なる2つの法典がひとつになったことを表わしていると解される。

るが、極めて少ない。また、黥刑、手足切断の刑、串刺刑、斬首刑、生理刑、溺殺刑など、身体の一部または全部を痛めつけるような身体刑や死刑に至る重刑は、わずかに笞刑と、次の3例を除いてはない。

「贖金を作り、他人の金を盗んだ者は死刑にし、財産は没収して王室に入れ（家族は）象の飼料集めに使役する [Thin 1973a: 17]」。

「証人が最初是一方の側について、次に他方の側について証言した場合、意識が異常であり、精霊 (phi) が宿っているとみなす。従って、その者の発言を信用すべきでなく、舌を切るべきである。もし承知しなければ、Khan mai を科し、さらに Khan paeng を科すべし」 [Thin 1973c: 10]。

「僧籍者や尊属を殺害した場合、審理の上、1. 死刑、2. 手足切断、3. 異国へ売却のいずれかの罰を科す」 [Thin 1973a: 29]。

## V. 身分制度

### (1) Khõi

刑罰の章で示した表1、表2の各名称のうち、Hua soek, Hua saen, Hua mǔn, Hua phan, Hua rǒi, Kum kwan, Khun kwan, Nai ban, Nai ma, Phu ophat は、行政組織の官職、位階を示したものとされる。特に数字を表わした Hua saen (十万の頭領)、Hua mǔn (一万の頭領)、Hua phan (一千の頭領)、Hua rǒi (一百の頭領) は、本来、隊伍を組んだ組織の長を指し、統率する隊員の数を表わしたものと想像できる<sup>8)</sup>。また、Kum kwan, Khun kwan, Nai ban, Nai ma, Phu ophat も宮廷や役所の主要な官職、地位の名称と思われる<sup>9)</sup>。そして、最下級に挙げられた Nai, Hinasat, Phai, Sao mǔang, Akhantuka が、一般大衆を指しているようである。ところが Khosarat の中で、しばしば言及されている身分は、先の表1、表2に登場しない Khõi という名称の身分である。

*Kotmai* では Khõi を次の5種に分類している。

「1. 自分の家で生まれた女性の Khõi の子供を Antosat と呼ぶ。両親共に Khõi であれば、Antosat とは呼ばない。

8) 今日のタイ、ラオスの軍隊、警察でも、Phan (佐官級) Rǒi (尉官級) が、階級を表示する際に用いられている。

9) *Khamphi* に挙げられている官制の名称と比較した場合、*Kotmai* は非常に単純であり、むしろラオスの初代王フェーグムが設立した官僚の名称に近い。*Kotmai* がかなり古い時代のものであることを示唆している。

2. 物品を借り受けて **Khõi** となった者を **Thanakitta** と呼ぶ。
3. 債務返済が不可能になったため **Khõi** となった者を **Samangkhalasaphaukhato** と呼ぶ。
4. **Thao phaña** が殺そうとして、生命を助けてもらうかわりに **Khõi** となる。
5. 瀕死の病気に罹り、薬石で命を救ってもらったかわりに **Khõi** となる。 **Sama-nglaphañauppakhato** と呼ぶ。

一方、国王の統治する国内 (*nai kang mǔang ċhao phaendin*) で生まれた住民は **Khõi saman** と呼ぶ。その理由は、これらの **Khõi** の主人である **Thao phaña** が、外国の **Thao phaña** の掠奪から保護しているからである」[Thin 1973b: 9]。

**Mǔang** に住む被治者はいずれも **Khõi** ということになるが、**Khõi** と対置して **Thai** という身分があったことが、次の条項から窺われる。

「**Khõi** が主人 (**Ĉhao**) の妻を愛した場合、**Khõi** は殺されるべきであり、さもなくば売却すべきである。自分の主人が **Khõi** の妻を愛した場合、夫たる **Khõi** は **Thai** の身分になるべきである」[Thin 1973a: 9]。

「自分の家に仕える女の **Khõi** と男の **Khõi** を夫婦にして公にし、その後、女の **Khõi** を **Khõi** の主人が気に入り、自分の妻にしようとした。女の **Khõi** は承知せず、大声をあげたり、夫に告げたりしたがどうすることもできず、官憲 (*atña*) に訴えた。2人はその主人から解放される (*phon*)。夫が主人を処罰して **Thai** となることを欲するなら、**Ĉhao Khun** の力で **Thai** とする。もし妻の方が主人と一緒に住むことを承知するなら、夫は **Thai** となり、どこに住もうと自由である」[Thin 1973c: 23-24]。

**Khõi** の立場の者が、その主人に妻を奪われた場合、訴えると **Khõi** 夫婦は2人共 **Thai** の身分になれたが、妻の方が主人の許にとどまる場合は、夫が **Thai** となって解放される。**Khõi** が **Khõi** の身分から解放されるもうひとつの方法は、**Khõi** が自分の住む **Mǔang** の領域外へ逃亡することであった [Thin 1973b: 23]。**Khõi** の逃亡は頻繁に発生したらしく、*Kotmai* では **Khõi** の逃亡した場合の処置に関して、いくつかの規程を作っている。**Khõi** をよく見張らず、柱にくくりつけておかなかったために逃亡した場合、見張番は2人分の **Khõi** を弁償する。**Khõi** を奪って逃げようとして、主人が追いかけて捕えることができれば、奪おうとした者は **Khõi** を返却し、罰金200を主人に支払わねばならない。また奪い合いが生じて、**Khõi** の主人を殺した場合は、**Khan kha khõ** の罪を受ける [Thin 1973b: 21]。また、逃亡中の **Khõi** とは知らずに、泊めてやった家主は、処罰を受ける。さらに、逃亡して来た **Khõi** を使ったら、その労賃を支払わねばならない [Thin 1973b: 23]。**Khõi** が逃亡して泊っ

ていることをその主人に知らせた場合、**Khõi** を養っている間、日数計算で養生代を取りたてる [Thin 1973b: 24]。**Khõi** が逃亡して誰かの家に逃げ込んだ場合、3日以内にその主人に通知する。通知しなかった場合は **Khan paeng** が科せられ、**Khõi** の労賃として、女の **Khõi** 1日1**Sik**、男の **Khõi** 1日1**Siao** を支払うことになる。[Thin 1973c: 17]。3日以内にその主人に知らせた場合、主人は謝礼として 2 **Bat** を贈り、**Khõi** を身受けする。**Khõi** が逃亡先からさらに逃亡すれば、家主は2人分弁償し、死んだ場合は1人分弁償する [Thin 1973c: 18]。**Khõi** が他人の財産を掠奪しようと、家に侵入、焼き払う犯罪を起こして逃亡し、逮捕できない場合は、その主人が **Khan kha khõ** の罪を負う [Thin 1973b: 34]。**Kotmai** は **Khõi** の所有主に有利なように保護しているが、**Khõi** が犯した罪が、**Khõi** に及ばない場合は、その主人が連帯責任を負うことになる。

**Khõi** の身分の者と他の身分の者との間で通婚が行なわれた場合、その子供はどちらに帰属するかも規定されている。

「**Thao phaña** の **Khõi** が **Phai** の女と一緒になり、男児であれ、女児であれ、何人であれ、子供は母親の許に置く [Thin 1973a: 31]」という規程では、子供は母親の許に置かれるものの、その身分は明らかにされていないが、**Khõi** の男と **Phai** の女の間でできた子供は **Phai**、**Phai** の男と **Khõi** の女の間でできた子供は **Khõi** [Thin 1973b: 9-14] と、女親の身分を継承することになる。ある男が他人の **Khõi** を妻とし、後に離婚して自分の家に戻った場合、金額 100 を **Khan paeng** として、別れた妻の所有主に贈り、子供も妻の許に置く [Thin 1973c: 23]。家主が女の **Khõi** と同棲し、子供が生まれた場合、その子は **Thai** となる [Thin 1973c: 24]。家主の夫の所有する男の **Khõi** と妻の所有する女の **Khõi** を夫婦にし、その夫婦の間に子供が生まれた。後に家主夫婦が離婚しても、**Khõi** 夫婦がそのまま夫婦で居たい場合、**Khõi** 夫婦は家主の妻の方に委譲されて、夫の方は非を唱えない [Thin 1973c: 25]。

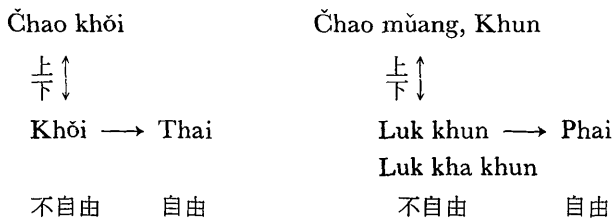
このような **Khõi** に関する諸相を整理してみると、**Khõi** は男のみならず女の場合もあり、主人の財産、所有物と見なされていた。**Khõi** と他の身分の者との通婚によって生まれた子供は、母親の許に置かれて、おおむね母親の身分を継承する。家主と **Khõi** の女との間に生まれた子供が **Thai** となるのは、家主が **Thai** の身分であることと、財産屋敷を相続する特殊な事情があったと想像される。離婚に際しては、通常、妻の財産は妻が引取り、夫の財産は夫が引取り、共同で築いた財産は折半にする [Thin 1973a: 15-16] ことになるが、財産が **Khõi** の夫婦やその子供である場合、妻が相続することになる。

(2) Phai

Khōi と対立する身分が、自由を保証された Thai であることはほぼ明らかであるが、さらに Phai と呼ぶ身分が存在する。Phai はしばしば Luk Khun と呼ぶ身分あるいは地位と共に語られている。

「Phai であれ、Luk khun であれ、出家して還俗した場合、養育をうけた Khun の許に戻るかどうかは自由である [Thin 1973b: 17]」。「Čhao mǔang が体力以上の仕事を Phai にさせた場合、Čhao mǔang, Čhao khun は Khan kha khō の罰を受ける」[Thin 1973b: 17]。「Phaña Čhao が Phu ban, Phu mǔang を任命して、食国 (Kin mǔang) させた場合、Luk kha khun を連れて行き、後に Mǔang を捨て、Luk kha khun を放置した場合、彼らが何も支払わずに田畑を耕作し、誰にも帰属せずに3年を経過すると、Phai となる。一方、後任の Čhao mǔang に委譲され、3代に渡って Čhao mǔang に上納金を支払うと、Luk khun の身分から Phai となる [Thin 1973b: 19]」。「Luk kha khun が逃亡し、Phai に身を寄せて働き、Čhao mǔang が知っても何もいわず、3代の Čhao mǔang, 3代の Čhao phaendin を経過した場合、Phai となる。但し、身柄を引取りに来た場合を除く」[Thin 1973b: 19-20]。

Phai は Khōi に比し言及が少ないが、Čhao mǔang または Khun に仕える Luk khun, Luk kha khun という地位、身分から解放された身分であることがわかる。Khōi の場合、解放された身分が Thai であるとすると、Phai は Luk khun, Luk kha khun に対置する自由な身分であるといえる。



Khōi が私的な奴婢のような存在であるのに対し、Luk khun は納税して統治者に仕える身分であると解される。従って Khōi が解放されても Phai にはならないし、Luk khun や Luk kha khun が解放されても Thai にはならないようである。しかし、Thai と Phai とでは、権利や義務の面で差異があったのかどうか、身分として同じであるのか異なるのか、数的にどのような比率になるのか、この Kotmai だけから探究することは難しい。



## Ⅵ. 所 有

所有権が存在するということは、所有する物件が盗難にあったり、殺害されたり、その所有権が侵害された場合の罰則を規定した条項から知ることができる。個人の所有する物件には、土地、建物、沼沢などの不動産類、Khõいと呼ぶ人間、象、馬、牛、水牛、アヒル、ニワトリ、ブタ、イヌ、ネコなどの家畜類、スキ、クワ、ナタ、桎梏、大刀、ヤリなどの道具類、稲、ヤシ、サトウヤシ、サトウキビ、ヒョウタン、ウリ、ビンロウの実、ミカン、飼育中のカニ、魚などが挙げられる。

まず土地の場合、次の条項がある。

「国家の土地、他人の田畑を奪って、勝手に領界標を建てる者は誰であれ、取り調べて事実であれば、その者に *Khan kha khõ* を科す。土地は多大の価値を有するからである。あたかもある僧侶が、他の寺院の領地を奪ったため、他の僧侶たちが仏様に訴え、仏様が波羅夷を科した如くである。俗界においても *Khan kha khõ* を科すべきである」[Thin 1973a: 4]。ところが、別の条項では「他人の田や畑の領域内に入って領界標を立てた者は、取り調べの結果、事実とすれば *Khan mai 200* を科す。何故なら 260,000 由旬 (*ñot*) もの無主地があるからである [Thin 1973c: 15]。同一法典の中で相矛盾するような条項であるが、先述の通り、成立時期の異なる本が一緒にされているためと思われる。また、前者は仏教の影響を受けた理念を語り、後者が現実を反映させた内容と考えられるが、1 由旬=16 km とすると、260,000 由旬とは広大無辺という意味であろうか。ともあれ、土地所有に関する条項はこの2項目のみで、動産に関して規定した条項の方がはるかに多いのは、至る所に無主地があって、土地所有に関しての係争がほとんどなかったと解してよさそうである。

その他の不動産として、建物、沼沢があるが、「徴税の対象となる建物、沼沢を盗んだ者は罰金50を科す」[Thin 1973a: 17] と規定され、建物はもちろん、沼沢にも所有権があったことがわかる。沼沢の場合、所有権よりも沼沢から獲れる魚やエビの漁撈にまつわる利権争い、盗漁が係争の原因になっていた。「Phai が養殖していたカニや魚を、*Čhao mǔn* や *Čhao phan*, *Čhao ban*, *Čhao mǔang* が無断で捕った場合、所有主が訴えると、*Phaña čhao* が取調べ、罰金200を科す。沼沢でのカニ、魚の養殖には *Čhao mǔang* が徴収する税 *nguatwa-akõn* を収める。Phai が無断で捕れば、罰金5 Bat を科す。但し、Phai がそれと知らず食事の料理用に捕った場合は無罪。道路の側にある養魚場では、*Čhao mǔang* が注意書きをたてて置こうとなかろうと、*Čhao khun* が見廻りをして、魚を捕って食べても無罪。養魚場の管理人に

強制して魚を捕った場合、沼沢の所有者 (Čhao nam čhao nǒng) は Phaña čhao に告訴し、強制した者は罰金 200 を支払い、魚の売上金を沼沢の所有者に返却する。捕魚具も返却する。返却しない場合、破損した場合、2 倍にして返却する(後略) [Thin 1973b: 20-21]。

一方、主食となる稲の場合、土地、田畑に関する規程、係争は先に挙げた 2 例のみであるが、稔った稲についての係争については、次のような条項がある。

「他人の稲を引き抜いた者、新しく植えた稲であれば 3 Bok sak siao を科す。牛や水牛が他人の稲を食べて、3 日間もその所有者に(弁償に)来なかった場合、9 倍の罰金を科す」[Thin 1973a: 17]。「牛、水牛が田畑に入って食べた場合、田畑の所有者は捕えてくりつけておく。牛、水牛の所有者がそれを知っても引取りに行かない場合、その牛、水牛が死んでも田畑の所有者は無罪。田畑の所有者が住民に告知することなく、その牛、水牛を自分の田畑で使用し、殺してしまった場合、田畑の所有者は牛、水牛の代価を支払う必要なく、牛、水牛の所有者に田畑の損害額を支払わせる」[Thin 1973a: 23-24]。但し、牛、水牛を隠匿し、所有者がたずねてもいわず、後に発覚した場合、牛、水牛を返還し、さらに 1 頭弁償することになり、殺して食べてしまった場合はその 2 倍の弁償をすることになる。「犬、ブタ、ニワトリ、アヒルが田畑に入った場合は、所有者に通知する。3 回通知して所有者が引取りに来ない場合、田畑の所有者が殺して半分を食べ、所有者が半分を食べる。他人の家畜をなぐり殺した場合、田畑の主が弁償するが、殺した者がその家畜を食べる。ブタが食べた作物は、ブタの所有者が弁償する」[Thin 1973: 23] の如く、田畑の作物被害に対して、田畑の所有者を保護する立場で規定されている。

また、植えた果樹から果実を盗んだ場合、安価な果物の場合は罰金 5 Bat [Thin 1973a: 31]、ヤシの実やサトウヤシの実を盗んだ場合、同数を返却するか、返却しない場合、罰金 2 Bat [Thin 1973a: 31]、権力をカサに果実を取り上げた場合、Khan mai 5 Bat を科す [Thin 1973b: 10]。このような作物も、地主 (Čhao din) と栽培主と別である場合、収穫物は地主にも所得権が与えられている。例えば「ヤシの実や貝葉の如き作物を植えた場合、収穫の際に地主が要求すれば、3 分して、栽培者が 3 分の 2 を取得し、地主に 3 分の 1 を与えよ」[Thin 1973a: 26] と述べ、土地占有が存在していたことを示唆している。

「他人のコショウの木、ピンロウの木を伐採した場合は罰金 50、ヤシの木、サトウヤシの木の場合は罰金 1000、伐採せよと命じられて他人の木を伐採した場合でも罰金 50、田のお守り細工チャリーオをたたいた場合は罰金 30、入れるべきでない水を田に

導入引水した場合の罰金は80 [Thin 1973a: 13-14] と、土地及び作物、守護神に対する損壊にまで罰金が定められている。

家畜や道具類を盗んだ場合、当然ながら価値の高い物ほど罰金も高く定めてある。

象, 馬	Khan kha kho (支払能力のない場合は相当分の禁固刑)
ブタ, 番犬	100
トリ, 犬, 吉祥ネコ	5 Bat
アヒル, ネコ	2.5 Bat
ニワトリ	2 Bat
舟	Khan 200 (支払不能の場合は労役)
投網, 大刀	100
スキ, クワ, 桎梏, ヤリ	返却した場合は 2 Bat 返却しない場合はその弁償

[Thin 1973b: 33-34]

ところが、盗んでも罰せられない物も挙げられている。「トウガラシやビンロウの実を盗んでも無罪、ヒョウタンやトウガンの類を盗んでおかずにしても処罰してはいけない。但し、大量に採って売買した場合は罰金 6 Bia を科す」[Thin 1973b: 33]。作物の少々はお互いに採って食べてもとやかくいわない、精神的寛大さとゆとりは、既に昔からこの地方に存在していたことがわかる。

家畜の中でもニワトリやイヌ、ネコの小動物はあまり問題にされないが、牛や水牛のような大きな動物で、普遍的に飼育されている動物には、様々な条項が設けられている。「水牛、牛を盗んだ者は、2倍の罰金、盗んだ者を匿った者も同罪。そして盗んだ牛、水牛を所有している者も同罪。その牛を食べた者も同罪」[Thin 1973a: 25-26]。「盗んだ牛、水牛を殺した場合、(所有者が) その足跡を追って行って 200 Wa (1 Wa=2m) に達した場合、その家の主は 5 Bat 支払い、300 Wa に達した場合は 5 Bat 未満、300 Wa を越えた場合は無罪」[Thin 1973d: 30-31]。盗んで捕えられれば2倍にして返済しなければならないが、盗んで遠くへ運べば、それだけ罰金も少なくなり、遂には罰も及ばなくなる。また、水牛が逃走し、人に衝突して殺してしまった場合、その水牛を売却して代価を2分し、半分を殺された側に、半分を水牛の持主が取る、という規程もあれば、牛、水牛を追っていて、牛、水牛で人を殺した場合、牛、水牛の所有主が弁償する、といった規程まで設けられていて、動産としては家畜、とりわけ牛、水牛のような労役にも、食肉にも用いられる家畜が重要な存在であったことがわかる。

## Ⅶ. 貸 借

貸借の対象となるものに、金銭、khôi, 象, 馬, 舟などがある。金銭の場合、借金をして、「借主のみならず、夫婦でもってしても返済できない場合、借主の身柄を売り、売った額から借金を返済する」[Thin 1973c: 17]。賭博で借金した場合、「全額を返済しなければならない。Khôi がなければ、自分の身柄を売却し、売上金の3分の2を貸主に与える。この場合、Khôi や妻子を持っていたり、先に Khôi や妻子を差押えてはならない。借主だけでは返済しきれない場合に、Khôi や妻子を借金の弁償にあてる [Thin 1973c: 17]。借金の返済は、借主ひとりでは不可能な場合、妻に及び、妻にも連帯責任を負わされ、それでも不可能な場合は、借主の身柄を売り、なお不足する場合は、妻子を売って、その身代金が充当されていた。売られた借主やその妻子が、債務奴隷のような形で、Khôi の身分階層を形成していったと考えられる。

貸借における保証人、利子の制度も存在していた。「借主が逃亡したり、死亡した場合、保証人 (Phu kham sin) が借金を返済する」[Thin 1973c: 18-19]。「貸主の徭役中に、借主が死亡した場合、借金の3分の1を帳消しにして、3分の2を保証人が支払う」[Thin 1973C: 19]。借りた金銭には利子をつけて返済しなければならなかった。利子 (Dok) を支払えば保証人をたてなくてよい [Thin 1973c: 19-20] とか、借主が期間中に返済しないからと起訴したり、処罰してはいけない [Thin 1973c: 20] と規定し、利子が元金より大きくなった場合、元金を支払うことで十分 [Thin 1973c: 20] と、借主に過重の負担がかからぬような配慮がなされている。また、夫の借金を妻子が知らなかった場合、妻子が支払いを拒否しても、貸主は妻子を処罰できない [Thin 1973c: 20] ことになっているが、だからといって全然借金を返済しないとすると、貸主が借主をうらんで、のろいの呪文をかけ、借主の親族が来世で苦しめられるので、元金だけは支払うこともあったという。

貸主と借主がトラブルを起こし、殴り合いになった時の規程も用意されている。「借主が貸主を殴打した場合、借財は2倍にして返済し、損害額に応じた分を弁償する。逆に、貸主が借主を殴り殺した場合、借財は半分となる」[Thin 1973a: 13]。

人間を貸借の対象とする場合、雇用ということになるが、雇われる側は Khôi とか子供に限られ、雇用料はその主人、親に支払われるケースのみが規定されている。独立した個人を労働に供するのは、徭役となり、個人同士の雇用は存在しなかったのだろうか。

高い果樹に登って果実を採取する仕事は、しばしば人を雇っていたが、危険を伴なう作業であった。「子供や **Khõi** を雇って、果物を採取するのに、親や **Khõi** の主人に知らせずに雇って、木から落ちて死んだ場合、雇用主は雇用料を親や **Khõi** の主人に支払う。親や **Khõi** の主人の了承を得ていた場合、木から落ちて死んでも雇用主を処罰するわけにはいかない。葬儀をして 5 Bat を与えるだけでよい。もしそれで納得しなければ、**Čhao khun** に告訴して、葬儀料100を支払う」[Thin 1973c: 5-6]。  
 「**Khõi** を雇い、果樹に登らせ、**Khõi** が果樹から落ちて死んだ場合、**Khõi** の身代金を果樹の所有主が半分支払い、ニワトリ 2羽、ローソク 2本を与える」[Thin 1973a: 22]。  
 「**Khõi** を果樹に登らせ、木から落ちて死んだ場合、全額弁償する」[Thin 1973a: 23]。  
 「**Khõi** の主人が知らぬ間に、**Khõi** を連れて外国へ商売に行き、(その商売人が) 死亡したり、盗んで逃亡したりした場合、損害は **Khõi** が弁償する (**Khõi** の主人には及ばないということか)。もし雇用料を支払って **Khõi** を雇い、その後 **Khõi** が死亡しても、雇用主は無罪。雇用主は殺した牛を供えて、茶毘にするだけでよい」[Thin 1973a: 24]。

## VIII. 相 続

親が死亡して、遺産を子供たちが相続する場合、2つの条項で異なった規定をしている。「3人の男兄弟が居た。一人が **Khun** に仕え、一人が出家し、残りの一人が商売で家計を維持していた。両親が死ぬと、遺産は10等分し、10分の2は **Khun** に仕えている者に。10分の2は出家している者に。10分の3は商業を営む者に。その理由は両親が頼っていたから。10分の2は両親の供養に。10分の2は女の子に。両親を世話し、財産の管理にあっていたからである」[Thin 1973a: 15]。全部合計したら10分の11となり、計算が合わなくなるが、要するに「父母が死んで、子供の間で家屋の相続争いが生じた場合、誰が一番孝行 (**Bun khun**) であったという証拠によって判断せよ」[Thin 1973a: 14]ということである。もうひとつの条項は「3人兄弟が居て、両親の死後遺産相続争いを起こした。3人共、自分が遺産を継ぐに最もふさわしいと主張するが、長兄が2人の弟よりふさわしくすぐれている。長兄がすぐれているのは、**Phañā** が所有するエメラルドにたとえられるからである。**Phañā** はいずれの国に生まれても、エメラルドの輪を持ち、**Phañāčhakkawattilatsa** の至福を持つ。また、**Sodokkamahasetthi** の如く **Udónlaphuthip** から降臨した **Nang Kaeo** を妻とするからである。家屋内の財産は長男が6分の3、次男が6分の2、三男が6分の1とす

るのが *Latsasat* に従った最も妥当な判断である [Thin 1973a: 32]。長兄相続を重視する後者は、前者に比してその説明に形式主義的な内容を持ち、*Phaŋa čhao* や *Čhao mǔang* のような支配者の場合に適用されていたと解される。

## おわりに

本稿では、*Kotmai Khosarat* を法典として、その内容の諸相を理解し分析しようと試みた。だが、多岐にわたる様々な内容が錯綜して盛り込まれているため、分野別に整理するのにまず手間がかかった。また、不慣れな古い文体であるため、おぼろげながら理解できても、正確な意味の把握には困難な個所があった。加えて筆者の法律学に疎いことが、分析の妨げとなった。しかし、読み進み、整理するにつれ、東北タイやラオスの地域で、かなり整備された政治制度を有し、まとまりある社会組織の中で、悠揚迫らず個性ある生活を営んでいた人々の姿が彷彿とするのである。*Kotmai Khosarat* の特徴は、条文のあちこちに散りばめられた、人間臭さに満ち満ちた寓話の数々である。相矛盾する条項の存在さえも、寛大なこの地方の人々の、許容度の幅広さと理解したくなるほどである。

資料として取り上げた *Kotmai Khosarat* が、全体の五分の三であり、ここに整理して検討を加えた内容は、そのまた一部分である。整理の仕方や視点を変えた考察によって、まだまだ有益な情報を得ることができる。この地方のみならず、中央部タイや北部タイの資料とあわせ検討し、比較研究しながら、伝統的な政治組織、社会組織の体系さらには世界観を少しずつ解明していきたい。本稿はそのワン・ステップのつもりである。

## 文献

Krom Sinlapakōn (ed.)

1936 *Prachum Kotmai Thai Boran Phak Thi 1. Wa duai Thammasat Pakōn, Kotmai Phitcharana Anačhak Lae Tham Thiam kan*, Krom Sinlapakōn, Bangkok, B. E. 2482.

Maha Sila Wirawong (ed.)

1959 *Khamphi Phra Thammasat Buan* (Kotmai Kao Khōng Lao) Kom Wannakhadi, Laos, B. E. 2499.

Sommaï PREMČHIT

1977 *Kotmai Khosarat*, Phak Pariwat Lamdap Thi 16, Khana Sangkhommasat, Mahawitt-hayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2520 (mimeo).

高楠博士功績記念会纂訳

1970 『南伝大蔵経』第1巻 大正新脩大蔵経刊行会。

Thin RATTIKANOK

- 1973a *Kotmai Khosarat* (1), Khana Sangkhommasat, Mahawitthayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2516.  
1973b *Kotmai Khosarat* (2), Khana Sangkhommasat, Mahawitthayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2516.  
1973c *Kotmai Khosarat* (3), Khana Sangkhommasat, Mahawitthayalai Chiangmai, Chiangmai, B. E. 2516.

吉川利治

- 1977 「ラオスの伝統的統治体系」『東南アジア—歴史と文化』7: 61-91。  
1981 「ラオス、東北タイ慣習法に見られる仏教戒律」『戒律思想の研究』平楽寺書店, pp. 265-305。